

大和川流域防災調整池設置対象面積の 変更について

～大和川での取り組み～

平成20年1月1日から、宅地開発等に伴い生じる流出増を抑止し、下流河川に対する洪水負担を軽減することを目的として設置する小規模開発における防災調整池の技術的事項に関して記載した『大和川流域小規模開発雨水流出抑制対策設計指針(案)』が変更されます。

このことにより、流出抑制対策の開発面積による暫定措置が解除され、防災調整池の適用範囲が本来の『0.3ha以上の開発』となります。

- ・申請時期には、十分注意して下さい。
- ・また、事業を進める際には、担当窓口 zu 十分確認を行って下さい。

現 行 設置対象面積 0.5ha以上	改正後(平成20年1月1日より) 設置対象面積 0.3ha以上
第1章 総則(P1) 1ー2 適用範囲 本設計指針は、小規模宅地開発等(1ha未満0.3ha以上)に伴い、流出抑制を目的として設置される雨水流出抑制施設の計画・設計に適用するものとする。	第1章 総則(P1) 1ー2 適用範囲 本設計指針は、小規模宅地開発等(1ha未満0.3ha以上)に伴い、流出抑制を目的として設置される雨水流出抑制施設の計画・設計に適用するものとする。
解 説 (1) 略 (2) 本設計指針を適用する小規模宅地開発等とは、開発面積が1ha未満0.3ha以上の宅地、店舗、工場等の用に供する開発とする。ただし、公共公益施設については「大和川流域雨水貯留浸透施設技術基準(案)」を適用するものとする。 なお、上記開発面積については、当面の間の暫定措置として、1ha未満0.5ha以上とするものとする。	解 説 (1) 略 (2) 本設計指針を適用する小規模宅地開発等とは、開発面積が1ha未満0.3ha以上の宅地、店舗、工場等の用に供する開発とする。ただし、公共公益施設については「大和川流域雨水貯留浸透施設技術基準(案)」を適用するものとする。

※大規模開発(1ha以上)の防災調整池の技術的事項に関しては、「大和川流域調整池技術基準(案)」を参考にして下さい。

防災調整池に関する各市町村窓口 一覧

相 談 窓 口			電話番号	郵便番号	住 所
奈良市	建設部	河川課	0742-34-1111	630-8580	奈良市二条大路南1丁目1-1
大和高田市	都市建設部	土木管理課	0745-22-1101	635-8511	大和高田市大中100-1
大和郡山市	建設部	道路河川課	0743-53-1151	639-1198	大和郡山市北郡山町248番地-4
天理市	建設部	土木課	0743-63-1001	632-8555	天理市川原城町605
橿原市	建設部	道路河川課	0744-22-4001	634-8586	橿原市八木町1丁目1-18
桜井市	都市建設部	土木課	0744-42-9111	633-8585	桜井市大字栗殿432-1
御所市	産業建設部	建設課	0745-62-3001	639-2298	御所市1-3
生駒市	建設部	土木課	0743-74-1111	630-0288	生駒市東新町8-38
香芝市	産業建設部	建設課	0745-76-2001	639-0292	香芝市本町1397番地
平群町		経済建設課	0745-45-1001	636-8585	生駒郡平群町吉新1丁目1-1
三郷町	都市整備部	建設産業課	0745-73-2101	636-8535	生駒郡三郷町勢野西1丁目1-1
斑鳩町	都市建設部	建設課	0745-74-1001	636-0198	生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7-12
安堵町		建設課	0743-57-1511	639-1095	生駒郡安堵町東安堵958

相 談 窓 口			電話番号	郵便番号	住 所
川西市	産業建設部	建設課	0745-44-2211	636-0202	磯城郡川西市結崎28-1
三宅町	産業建設部	建設課	0745-44-2001	636-0213	磯城郡三宅町伴堂689
田原本町	産業建設部	建設課	0744-32-2901	636-0392	磯城郡田原本町890-1
高取町		事業課	0744-52-3334	635-0154	高市郡高取町観音寺990-1
明日香村		地域づくり課	0744-54-2001	634-0111	高市郡明日香村大字岡55
葛城市	産業建設部	建設課	0745-48-2811	639-2197	葛城市長尾85
上牧町	企画建設部	都市整備課	0745-76-1001	639-0293	北葛城郡上牧町上牧3350
王寺町	建設部	建設産業課	0745-73-2001	636-8511	北葛城郡王寺町王寺2丁目1-23
広陵町	都市整備部	都市整備課	0745-55-1001	635-8515	北葛城郡広陵町南郷583-1
河合町	都市整備部	都市整備課	0745-57-0200	636-8501	北葛城郡河合町池部1丁目1-1
大淀町	建設産業部	建設産業課	0747-52-5501	638-8501	吉野郡大淀町検垣本2090
奈良県	土木部	河川課	0742-27-7507	630-8501	奈良市登大路町30
国土交通省	大和川河川事務所	調査課	072-971-1381	583-0001	大阪府藤井寺市川北3-8-33

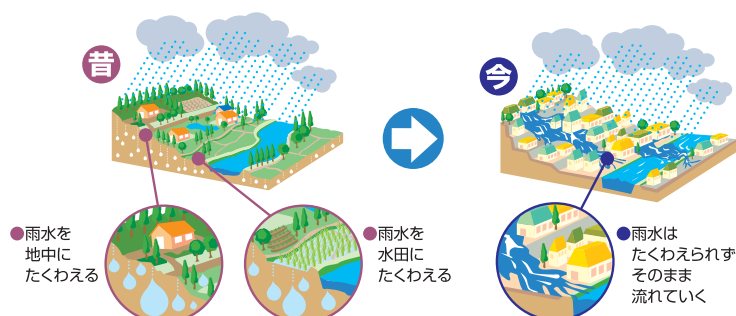
防災調整池とは...

昔は、山、田畑、森林などがスポンジのように水を吸い込んでいましたが、急激に都市化が進み地面が舗装されるなど、近年では、雨水が土にしみ込みにくくなっています。雨水がしみ込まないため、川に短時間で水が流れ込み、水害が起こりやすくなっています。

防災調整池とは、その開発に伴って低下したスポンジのような保水機能を補う施設です。

新たな水害を防ぐ方法のひとつとして、防災調整池が必要です。

なお、設置に際しては、開発によって失われた保水機能を開発前の状態と同じにすることを基本に行います。



0.3ha以上0.5ha未満へ防災調整池を設置することで治水安全度を向上させます

近年、全国的に集中豪雨が頻発しており、水害のリスクが上がっています。大和川流域でも平成19年、11年に大きな出水がありました。その様な中で、大和川流域では、治水施設の整備（河川改修）を推進していますが、急速な都市化の進展、さらには将来にわたる都市の発展を考えた場合、治水施設の整備をより重点的に実施するとともに、流域がもつべき保水・遊水機能の確保及び適切な土地利用の誘導等の措置を図る必要があります。そこで、今回、防災調整池の設置範囲を本来の0.3ha以上の開発に戻します。

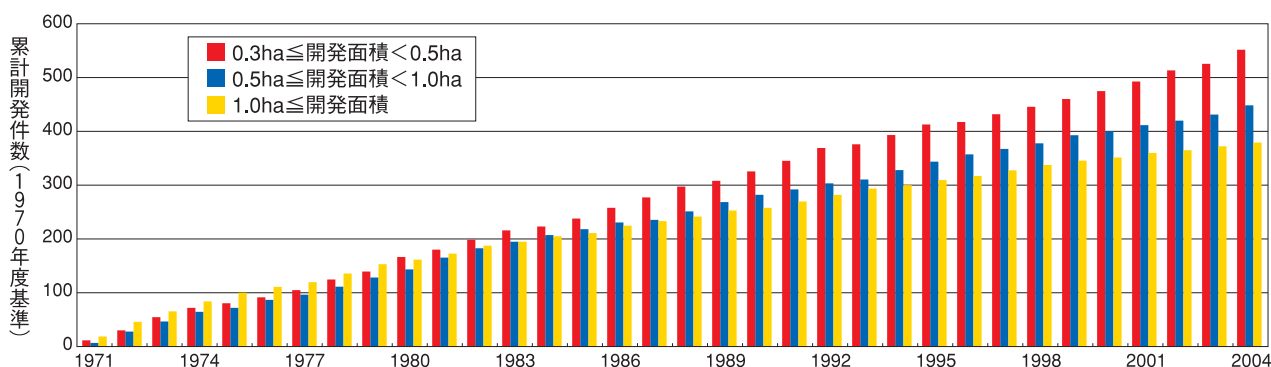
これまで、防災調整池の設置をしてこなかった0.3ha以上0.5ha未満の開発は、2004年現在で約210ha、貯留量に換算すると約63,000m³、50mプール（50×12×1.25m）約84杯分となり、今、防災調整池の設置を行うようにしなければ、さらに多くの雨水が直接河川に流れることとなります。



曾我川保田浄化施設付近（平成19年7月17日出水）

近年の開発件数の伸び

1970年代では、0.3ha以上0.5ha未満、0.5ha以上1.0ha未満、1.0ha以上の開発によらず、ほぼ同じ開発件数でしたが、近年、0.3ha以上0.5ha未満の伸びが著しくなっています。



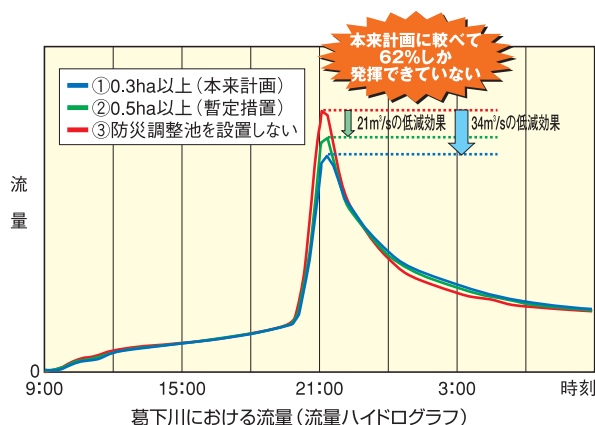
防災調整池の必要性

仮に、防災調整池の設置基準が、

- ①0.3ha以上（本来計画） ②0.5ha以上（暫定措置） ③防災調整池を設置しない

の3つのケースで進み、2030年に時間雨量約50mmの雨（1／10型降雨）が降った場合、大和川流域では、下図のような流れが考えられます。

本来計画を100%の状態とすると、0.3ha以上0.5ha未満の開発に対して防災調整池を設置しない場合、その効果は最低で60%しか発揮できません。



防災調整池の効果量

支 川	0.3ha以上 （本来計画）	0.5ha以上 （暫定措置）	本来計画に 対する割合
佐保川	43m ³ /s	26m ³ /s	60%
寺 川	12m ³ /s	8m ³ /s	67%
飛鳥川	8m ³ /s	6m ³ /s	75%
曾我川	26m ³ /s	18m ³ /s	69%
竜田川	20m ³ /s	12m ³ /s	60%
葛下川	34m ³ /s	21m ³ /s	62%

○防災調整池の設置に関する参考図書

- ・「大和川流域小規模開発雨水流出抑制対策設計指針（案）」
- ・「大和川流域調整池技術基準（案）」

○設置に関する支援

- ・社団法人雨水貯留浸透技術協会（「雨水貯留浸透施設設置」）
<http://www.arsit.or.jp>

大和川流域総合治水対策協議会

（国土交通省 近畿地方整備局・奈良県・奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・大淀町）

大和川河川事務所ホームページ <http://www.yamato.kkr.mlit.go.jp/>

大和川流域総合治水対策協議会は、「Cプロジェクト計画」の推進に取り組んでいます。